

南幌町路線バス運転手確保対策助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、運転手不足が深刻化する南空知圏域のバス事業者を助成し、圏域全体の公共交通の維持・確保を図るため、予算の範囲内において南幌町路線バス運転手確保対策助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 南空知圏域 夕張市、岩見沢市、美唄市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町及び月形町の4市5町で構成される圏域をいう。
- (2) 乗合バス事業者 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を経営し、かつ、南空知圏域を営業区域として運行しており、雇用した助成金の支給対象者を主として南空知圏域を運行する系統路線の運転に従事させることが可能である路線バス事業者をいう。

(支給対象者)

第3条 助成金の支給対象となる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 南幌町民
- (2) 令和7年4月1日以降に乗合バス事業者に就職し、運転手として従事し、又は従事する予定の者
- (3) 就職日から継続して同一事業所に雇用され、かつ、当該事業所に6か月以上勤務している者
- (4) 今後も継続して勤務する意思を有する者
- (5) 現在就労している乗合バス事業者の雇用開始1年前までに対象の乗合バス事業者に就労していない者
- (6) 南空知圏域で実施する同様の助成金等を初めて受領する者
- (7) 南幌町暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年南幌町条例第20号）第2条第2号に該当しない者

2 支給対象者にあっては、南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例（令和5年南幌町条例第25号）を適用するものとする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、1人当たり20万円とする。

(交付申請)

第5条 助成金の支給を受けようとする支給対象者を雇用する乗合バス事業者は、町長が別に定める日までに路線バス運転手確保対策助成金支給申請書（別記様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項に規定する申請書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受けたときは、その内容を審査し、助成金を支

給すべきものと認めたときは、速やかに交付を決定し、路線バス運転手確保対策助成金交付決定通知書（別記様式第2号）により申請を行った乗合バス事業者に通知する。この場合において、町長は、必要に応じて条件を付すことができるものとする。

（助成金の請求）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定対象乗合バス事業者」という。）は、路線バス運転手確保対策助成金請求書（別記様式第3号）を町長に提出するものとする。

（ ）

第8条 町長は、前条の請求を受けたときは、

するものとする。

（交付決定の取消し）

第9条 町長は、交付決定対象乗合バス事業者、支給対象となったバス運転手又はバス運転手として従事予定の者が次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、助成金の交付決定の全部を取り消すことができる。

- （1） 第3条の規定に違反したとき。
- （2） 虚偽の申請により助成金の交付を受けたとき。
- （3） 助成金の交付決定に付した条件に違反したとき。

2 町長は、前項の規定により交付決定を取り消した場合は、路線バス運転手確保対策助成金交付決定取消通知書（別記様式第4号）により、第5条の申請を行った乗合バス事業者に通知する。

（助成金の返還）

第10条 町長は、前条第1項の規定により助成金の交付決定を取り消した場合で、当該取消しに係る部分について、既に助成金が支給されているときは、路線バス運転手確保対策助成金返還通知書（別記様式第5号）により、期限を定めて、第8条の規定により支給対象となったバス運転手又はバス運転手として従事予定の者に対し、その返還を命じるものとする。

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。